

# 教育県岡山の復活



## 9 教育の振興

提案先省庁	文部科学省、厚生労働省
-------	-------------

### 【提案事項】

#### (1) きめ細かな教育の推進等

- ① 学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うため、基礎定数の改善や教員加配の拡充を図ること。
  - ② 小学校の学級編制の標準を 35 人に引き下げるにあたり、従来配置されてきた教員加配からの振替によることなく、計画通り引き下げるとともに、教科担任制や外国語教育などに対応するための専科加配の拡充を図ること。
- 新規**
- ③ 小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置の拡充を図ること。
  - ④ 発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員定数については、基礎定数化を計画どおり進めること。
  - ⑤ 平成 30 年度に制度化された高等学校における通級による指導については、教員配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。
  - ⑥ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における教員定数の改善を行うとともに、特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。
  - ⑦ 医療的ケアを実施する学校の実態に応じて常勤看護師を配置できるようにするため、学校教育法等へ新たな職として位置付けるとともに、必要な定数措置を行うこと。

#### (提案の理由)

##### 現状

- 小学校については、学級編制の標準を 5 年かけて学年進行で 35 人に引き下げられることになったが、子どもと向き合う時間の確保やきめ細かで質の高い教育の推進のための定数は十分でない。
- 学習指導要領の改訂により、道徳、小学校英語が教科化されるとともに、小学校においてプログラミング教育が必修化されている。
- 本県の中学校卒業生については、令和 10(2028)年までに約 1,000 人減少することが見込まれており、県立高等学校の更なる小規模化が想定される状況にあるが、地方創生の観点から地域コミュニティの核としての地元高等学校への期待は高まっている。
- 通級指導により早期からの指導の充実が図られ、学校の落ち着きに効果が見られるが、希望する児童生徒が年々増加している。

- 高等学校における通級による指導の制度化について、学校教育法施行規則が平成28(2016)年12月に改正された。本県では、文部科学省から委託を受けて高等学校における通級指導に関する研究を行ってきており、平成30(2018)年度に、公立高等学校4校で開始したところである。
- 近年、通常学級において、発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が多く在籍している状況にあり、教員の資質向上とともに、特別支援教育支援員の配置の必要性が増している。
- 本県では、県立特別支援学校9校に非常勤看護師(59名：R2(2020).5.1現在)を配置しており、児童生徒等に対して行う医療的ケアのほか、日常的な健康管理や担当教員研修の指導、保護者及び養護教諭等に対しての指導助言等、多岐にわたる業務を行っているが、常勤看護師は配置できていない。

**課題**

- 子どもと向き合う時間の確保やきめ細かで質の高い教育の推進のため、また、教科担任制や外国語教育など学習指導要領の改訂に伴う教育内容の改善に対応するため、教職員加配の拡充や教員定数の改善を図る必要がある。
- 教育水準を維持しながら、魅力ある高等学校づくりを進めるためには、小規模化する高等学校における教員の定数加配措置が必要である。
- 通級による指導を希望する児童生徒が増加しているが、それに対応する十分な教員定数を確保する必要がある。
- 高等学校における通級による指導に関して、対応に要する教員の十分な定数措置や研修の充実、学校の施設整備等の財源の確保が必要である。
- 特別な支援が必要な児童生徒への必要な配慮や支援を行うための特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置が十分ではない。
- 特別支援学級は、多学年にわたって児童生徒が在籍しており、現状の学級編制基準では指導が困難である。
- 県立特別支援学校において、看護師等による医療的ケアを受けている児童生徒数が増加傾向にあるとともに、必要な医療的ケアが多様化・高度化していることから、看護師業務の困難度が年々高まっている。

**<参考1> 本県の通常学級における発達障害児童生徒等の割合**

	平成20年度 (2008)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)
小学校	6.1%	・・・ →	12.0%	→	11.2%	→	11.5%
中学校	3.8%	・・・ →	7.6%	→	7.1%	→	8.1%
高等学校	1.9%	・・・ →	4.6%	→	4.3%	→	4.1%

**<参考2> 県立特別支援学校における看護師等による医療的ケアを受けている児童生徒数**

	平成21年度 (2009)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)
	68名	・・・ →	108名	→	123名	→	113名

## 【提案事項】

## (2) 学校 I C T環境の整備推進等

- ① 希望する学校全てに I C T支援員等を配置できるよう、財政措置のさらなる充実や、人材確保のための支援を行うこと。 新規
- ② 校内・校外の通信ネットワークや端末整備後の機器の保守管理等の経費、将来見込まれる端末の更新や学習用ソフトウェアの充実等のための経費について、耐用年数やランニングコストなどを踏まえた継続的かつ十分な財政措置を行うこと。 新規
- ③ 疾病による療養又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒等への授業について、国において授業動画など学習コンテンツの充実を図ること。 新規
- ④ インターネットやオンラインゲーム、SNSなどの長時間利用により、日常生活に支障をきたす「ネット依存」状態の児童生徒への対応のため、相談窓口や専門医療体制の整備を講じるとともに、予防策を検討すること。

## (提案の理由)

現状

- 国は、I C Tの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現することを目的とし、令和2(2020)年度中に、義務教育段階における児童生徒1人1台端末の実現や、高速大容量の校内通信ネットワークの整備等を推進した。
- 本県においても、上記に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を想定し、児童生徒の学びを保障するため、学校のI C T環境の整備を一層推進する観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、令和2(2020)年度に、インターネット接続回線の増強を図るとともに、教員1人1台端末や住民税非課税世帯等の高校生への貸出用の端末の整備等、県立学校のI C T環境整備を図った。  
また、市町村立学校についても、教員の力量に応じた研修や、I C Tを活用した授業の事例集を用いた実践的な研修を実施した。
- 本県では、長期療養をしている児童生徒への支援として、「長期療養児教育サポート相談窓口」を開設するとともに、長期療養児支援推進チームを組織し、取組を推進している。(※本県の長期療養中の児童生徒数は、平成29(2017)年度時点で47名となっている。)
- 令和元(2019)年12月に県内の児童生徒を対象に実施した「スマートフォン等の利用に関する実態調査(抽出)」の結果によると、スマートフォン、ネット、ゲーム機などの利用のために「日常生活で減った時間がある」と答えた割合は小学生28.6%、中学生40.7%、高校生42.4%であり、前年度と比べて、小学生で増加している。  
また、減った時間の具体的な内容としては、「睡眠時間」や「学習時間」の割合が多く、スマートフォン・ゲーム等の利用が日常生活や学習面へ影響を及ぼしているという実態が明らかとなった。

- 令和元(2019)年12月に県内の児童生徒を対象に実施した「令和元年度岡山県学校保健概要調査」の結果によると、ネット依存の傾向について、「高い」と判断された小学生の割合は10.9%、「依存状態」と判断された生徒の割合は、中学生3.8%、高校生3.4%となっている。
- 本県では、ネット依存研究委員会における外部有識者からの意見等も踏まえながら、依存状態の判断材料の1つとなるチェックシートとその活用方法を示したマニュアルを作成するとともに、リーフレット配付やホームページ掲載により各学校へ普及し、ネット依存の未然防止・早期発見につながるよう取り組んでいる。

## 課題

- ICT支援員の配置に必要な経費については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」（平成30(2018)～令和4(2022)年度）に基づき、4校に1人の割合を前提とした地方財政措置が講じられているが、児童生徒の1人1台端末については、義務教育段階においては令和2(2020)年度までに整備されるとともに、本県では、高校段階においても、令和3(2021)年度から順次導入することから、これまでの対面による授業とICTを活用した授業を適切に組み合わせた新たな学びの構築に向けて、学校現場ではその必要性がさらに高まっている。
- 教員のICT活用指導力やICT環境は、各自治体で異なっており、ICT支援員等に求められる能力等も多様化しており、人材確保に苦慮している自治体もある。
- 校内通信ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等に係る経費や、インターネット接続回線を増強したことに伴う校外通信ネットワークの恒常的な回線使用料等、当該ネットワーク等の維持のためのランニングコストに係る自治体の負担が増大している。
- 端末の耐用年数は4年又は5年とされているところ、1人1台端末を有効に活用して、ICT教育を長期的かつ安定的に実践していくためには、計画的に端末の更新等を行う必要があるが、更新等に係る財政措置について、国から具体的な支援の内容は示されていない。
- 長期療養をしている児童生徒については、ICTを活用した遠隔授業を推進しているところであるが、疾病や障害の状態により、同時双方向の学習が時間割どおりに実施できない場合があり、別時間帯に指導を行う教員の負担が大きい実態がある。
- 情報端末（携帯電話、スマートフォン、タブレットPC等）の普及に伴い、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等に依存するあまり、日常生活や学習面に影響を及ぼしているため、学校や家庭において、スマートフォン等の使用に関するルールづくりを推奨するとともに、オンラインゲーム等に夢中になり、スマートフォン等を手放せない児童生徒への対応のための相談窓口や専門の医療体制の整備、ネット依存の予防策が必要である。

## 【提案事項】

## (3) 学校における働き方改革の推進

- ① 学校現場の働き方改革を推進するための定数改善を図るとともに、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進めること。また、義務教育費国庫負担金については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。
- ② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、学校給食費等の学校徴収金の公会計化に向けた体制整備やスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなどの外部人材の配置について、十分な財政措置を講じるとともに、補助率の引き上げ等、補助制度の一層の拡充を図ること。
- ③ 若手教員への指導支援の充実を図るため、教員の再任用制度を活用した新たなスタッフ職など別枠の定数を確保すること。

## (提案の理由)

## 現状

- 現在の給与制度は、教職員の勤務実態に応じたものになっていない。
- 本県の令和2(2020)年6月の勤務実態調査では、時間外業務は平成28(2016)年度と比較して、小学校で約15%、中学校で約32%縮減しているものの、小学校で約54時間、中学校で約59時間、高校で約48時間、特別支援学校で約32時間であり、依然として多い状況である。
- 発達障害等の児童生徒の増加やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応など、学校の抱える課題が多様化・複雑化しており、本県では外部人材を配置するなど、学校現場の働き方改革に取り組んでいるが、教員の長時間勤務が常態化している。
- 学校給食費等の徴収について未納の保護者への督促が、教職員の心理的負担と長時間勤務の一因となっている。
- 年金の支給開始年齢の引上げに伴い再任用者が増えているが、教員の勤務は担任や学校行事の指導など体力を要する場面も多いことから、他の教員と同様の配置が困難なケースも増えている。また、今後、短時間勤務による再任用を希望する教員が増えると、短時間勤務の者が学級担任を持たざるを得なくなり、特に小学校では学校運営に支障が生じることが考えられる。なお、仮に定年が延長される場合、こうしたことがさらに顕著になることが予想される。

## 課題

- 現在の教職員の勤務実態を踏まえ、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進める必要がある。
- 給特法第7条に規定する指針の上限時間である月45時間以内、年360時間以内の遵守については、非常に厳しい状況にある。
- 学校給食費等の徴収業務を地方自治体で対応するためには、担当職員の増員や公会計処理に係る電算システムの導入等のため財源の確保が必要である。
- 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、外部人材等の更なる配置拡大が必要であるが、国への配置要望が一部認められず、予定どおり配置ができない状況がある。また、限られた県予算の中では十分な対応が困難であり、財政措置の拡充が求められる。
- 再任用教員は、担任や学校行事での指導などに必要な体力面での不安がある一方で、新採用者の指導などベテラン教員としての活躍が期待される面もある。再任用教員がこれまで培った力を発揮し、学校が組織力をより高めていくため、定年延長も見据えながら、新たなスタッフ職の設置が望まれる。

## 【参考】本県の勤務実態調査結果

(H28.6実績)

(R2.6実績)

小：約64時間 → 約54時間（15%減）

中：約87時間 → 約59時間（32%減）

高：約73時間 → 約48時間（34%減）

特：約40時間 → 約32時間（20%減）

※令和2(2020)年6月の調査は、新型コロナウイルス感染症対策の影響で業務の増減があり、単純な比較はできない。



## 【提案事項】

## (4) 長期欠席・不登校対策のための総合的な取組の推進

新たな長期欠席・不登校を生まない未然防止の取組の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成や確保、対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実、医療機関と連携した対策の研究など、長期欠席・不登校の解消のための総合的な対策を検討すること。

## (提案の理由)

## 現 状

- 児童生徒の問題行動等調査の結果から、本県の長期欠席・不登校児童生徒数は全国と比べ依然厳しい状況であり、長期欠席は増加傾向にある。
- 長期欠席・不登校児童生徒は、ある程度の欠席経験を経ている場合が多く、家庭環境の複雑さや障害特性等が関係している場合もある。こうした課題について、早急な対応が必要である。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの確保、資質の向上に苦慮している。また、非常勤の雇用であるため生計が不安定であり、希望者が集まりにくい現状がある。
- 小学生の約5%、中学生の約10%が起立性調節障害（OD）の可能性があり、不登校の約3～4割がODを併発するといわれている。 ※日本小児心身医学会
- 県独自に、医療機関と連携してODのチェックリストや支援機関リスト等を作成し、学校に配付して活用を促している。

## 課 題

- 長期欠席・不登校の背景にある家庭の課題や障害特性等に幼少期から対応する必要がある。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが不足していることから、大学等での養成とともに、安定した人材確保に向けた常勤化や有資格化などの検討を進めていく必要がある。
- 例年、スクールソーシャルワーカーの配置に係る国庫補助金の当初配分については、金額が抑制されており、追加配分があるまで執行保留している。
- 長期欠席・不登校対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実が必要である。
- ODや過敏性腸症候群が原因とみられる長期欠席・不登校への理解や対応策が周知されておらず、医療機関による支援体制も構築されていない。

